

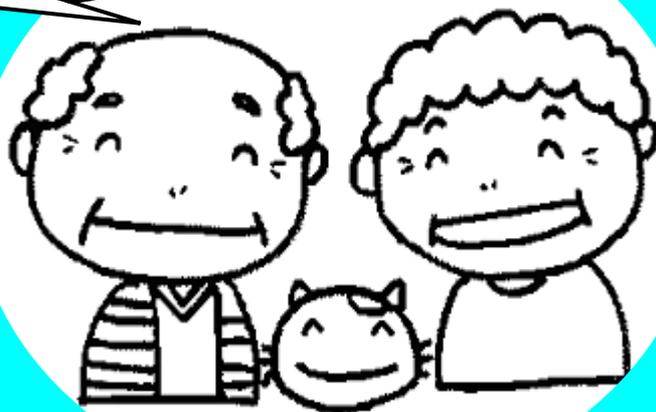
せんだいしけんりようご
仙台市権利擁護センター

まもりーぶ仙台

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
(日常生活自立支援事業)

せんだい せんもんいん せいかつしえんいん
まもりーぶ仙台の専門員、生活支援員が
じりつ ちいきせいかつ おく
自立した地域生活を送れるようサポートします

「まもりーぶ」という名前は、
• 権利を「まもる」という意味
• 信頼を意味する「ぶりーぶ」
を組み合わせました。



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

せんだいししゃかいふくしきょうぎかい
仙台市社会福祉協議会

サービスをご利用いただける方

高齢の方や障害のある方などで、地域で日常生活を送るにあたり、
ご自分で判断することに不安がある方

このようなことでお困りではありませんか？

- 福祉サービスの利用手続きを支援してほしい。
- 公共料金の支払いやお金の出し入れが不安だ。
- 定期預金通帳や証書などの大切なものを家に置いておくのが心配だ。

- まもりーぶ仙台では、みなさまが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、次のようなお手伝いをします

利用援助サービス → ①さまざまな福祉サービスの利用に関するご相談や情報提供、利用の申し込みを援助します

②事業者から提供されているサービス内容を確認したり、苦情を言うときのお手伝いをします

※区役所などから送られてくる郵便物を確認し、手続きをお手伝いします。

※できないこと → 施設への入所や入院の契約、身元保証人になること、不動産の契約

金銭管理サービス → ①家賃や公共料金の支払いをお手伝いします

②生活費を支援計画に沿っておろし、お届けします

③年金や福祉手当が入金されていることを確認します

※できないこと → 債務整理、買い物、不動産売買や預貯金の資産運用

あずかりサービス → 契約している金融機関の貸金庫に通帳などを保管します

お預かりできるもの

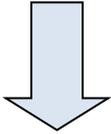
普通（定期）預金通帳、年金・保険証書、
実印、印鑑登録証、不動産登記済証書など

お預かりできないもの

株券や債権などの有価証券、遺言書、
宝石、貴金属、絵画、彫刻など

サービス開始までの流れ

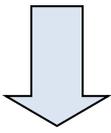
利用相談



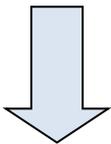
※1

事業説明

利用申込



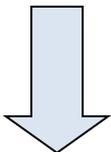
ガイドライン調査1回目



※2

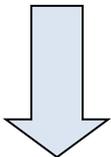
ガイドライン調査2回目

支援計画の作成



※3

判定会議



契約

契約後、サービス開始です

お電話や来所にてご相談をお受けします。相談は無料です。秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

※1 利用希望者が多数の場合は、調査開始までお時間を頂くことがあります。

ご本人に対し、まもり一歩の説明に伺います。そのあと、ご利用を希望される場合には、利用申込書を書いていただきます。

まもり一歩仙台と契約できるかどうか判断するための調査です。ガイドライン調査は、日を改めて2回行います。(本事業内容をきちんと理解してから契約して頂くため、1週間程度期間をあけて調査を行います。) *ご本人の状況によっては2回以上調査を行う場合があります。

ご本人の希望にもとづいて、支援計画を作成します。

※2 金銭管理サービスを希望される場合、ご本人と一緒に収支状況を確認し、それを基に支援計画を作成します。

※3 関係機関からの意見を伺います。

今までの調査や照会状をもとに、ご本人と契約してもよいか、まもり一歩仙台で会議を行います。契約締結審査会で審査します。

判定会議で契約してもよいと判断された場合、契約を交わして支援が開始されます。

◎支援内容に不満・苦情があるときは、宮城県社会福祉協議会の「運営適正化委員会」や福祉

サービスの苦情に関する第三者委員で受付けています。

りょうりょうきん サービスの利用料金

くぶん 区分		りょうりょうきん 利用料金
きほんりょうきん 基本料金		700円/月
りょうえんじょ 利用援助サービス きんせんかんのり 金銭管理サービス		500円/60分未満
あずかり サービス	ほかんりょう 保管料	200円/月 (※500円)
	だしいれてすうりょう 出入手数料	500円/1回 (※1,000円)

(※預貯金残高500万円以上の方)

- ちゅう注 1 利用援助及び金銭管理サービスは、60分を超える場合、30分ごとに500円が加算されます。
- ちゅう注 2 生活保護を受給している方は全額免除されます。
- ちゅう注 3 市民税非課税の方は半額免除(但し、あずかりサービスを除く)されます。
- ちゅう注 4 左記に掲げる他、サービス実施にともなう諸費用(自動送金・振込・口座引落手数料、あらかじめ定めた支援場所以外へ訪問した際の交通費等)は、すべての方に実費相当をご負担いただきます。

ご利用に関するご相談、お問い合わせ先

せんたいしけんりょうご 仙台市権利擁護センター

まもりーぶ仙台

〒980-0022

せんたいしあおばくいつばし ちょうめ ばん ごう
仙台市青葉区五橋2丁目12番2号

せんたいしふくし かい
仙台市福祉プラザ7階

しゃかいふくしほうじんせんたいししゃかいふくしきょうぎかない
社会福祉法人仙台市社会福祉協議会内

でんわ 電話 (217) 1610

ファックス (213) 6457

あおばくけんりょうご 青葉区権利擁護センター 電話

(仙台市社会福祉協議会青葉区事務所内) 265-5260

みやぎのくけんりょうご 宮城野区権利擁護センター 電話

(仙台市社会福祉協議会宮城野区事務所内) 256-3650

わかばやしけんりょうご 若林区権利擁護センター 電話

(仙台市社会福祉協議会若林区事務所内) 282-7971

たいはくくけんりょうご 太白区権利擁護センター 電話

(仙台市社会福祉協議会太白区事務所内) 248-8188

いすみくけんりょうご 泉区権利擁護センター 電話

(仙台市社会福祉協議会泉区事務所内) 372-1581